宇都宮市人事行政の運営等の状況の公表

宇都宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年条例第３号）第４条第１項の規定に基づき，令和７年度の宇都宮市の人事行政の運営等の状況について，次のとおり公表します。

宇都宮市長　佐　藤　栄　一

１　職員の任免について

⑴　採用試験の実施状況（令和７年度実績）

試験区分		受験者（人）	１次試験合格者（人）	２次試験合格者（人）	３次試験合格者（人）	最終倍率（倍）
行政職	【技術職早期選抜枠】age22-29（土木）	12	11	9		1.3
	【技術職早期選抜枠】age22-29（建築）	4	4	4		1.0
	【技術職早期選抜枠】age22-29（電気）	7	4	3		2.3
	【技術職早期選抜枠】age22-29（機械）	8	6	4		2.0
	【技術職早期選抜枠】age22-29（化学）	5	4	3		1.7
	【技術職早期選抜枠】age22-29（心理）	4	4	3		1.3
	age22-29（一般行政）	419	269	102	81	5.2
	age22-29（土木）	1	1	1		1.0
	age22-29（建築）	4	3	3		1.3
	age22-29（電気）	2	1	0		－
	age22-29（機械）	7	3	0		－
	age22-29（化学）	2	1	0		－
	age22-29（心理）	2	2	2		1.0
	【追加募集】age22-29（土木）	3	0	－		－
	【追加募集】age22-29（建築）	1	0	－		－
	【追加募集】age22-29（電気）	0	－	－		－
	【追加募集】age22-29（心理）	3	2	2		1.5
	age22-29（自己アピール）	8	7	5	3	2.7
	age30-40（一般行政）	146	28	11	5	29.2
	age30-40（土木）	1	0	－		－
	age30-40（建築）	2	2	2		1.0
	age30-40（電気）	2	2	1		2.0
	age30-40（機械）	3	1	1		3.0
	age30-40（化学）	3	2	1		3.0
	age30-40（心理）	1	1	1		1.0
	【追加募集】age30-40（土木）	1	1	1		1.0
	【追加募集】age30-40（建築）	1	0	－		－
	【追加募集】age30-40（電気）	1	0	－		－
	【追加募集】age30-40（心理）	1	1	1		1.0
	社会福祉士Ａ	26	19	14	13	2.0
	社会福祉士Ｂ	12	5	3	3	4.0
	保育士	22	16	9	6	3.7
	獣医師Ａ	0	－	－	－	－
	獣医師Ｂ	0	－	－	－	－
	薬剤師Ａ	4	4	2	1	4.0
	薬剤師Ｂ	1	1	1	1	1.0

	保健師	18	12	8	5	3.6
	学芸員	6	3	1	1	6.0
	司書	44	10	3	1	44.0
	【追加募集】age22-29（獣医師）	1	1	－		－
	【追加募集】age22-29（薬剤師）	1	0	－		－
	【追加募集】age30-40（獣医師）	1	1	1		1.0
	【追加募集】age30-40（薬剤師）	0	－	－		－
	age18-21（一般行政）	36	15	8	3	12.0
	age18-21（土木）	2	1	1		2.0
	age18-21（建築）	0	－	－		－
	age18-21（電気）	0	－	－		－
	age22-29（身障・一般行政）	1	0	－		－
	age30-40（身障・一般行政）	2	0	－		－
	age18-21（身障・一般行政）	0	－	－		－
	【追加募集】age22-29（身障・一般行政）	1	1	1		1.0
	【追加募集】age30-40（身障・一般行政）	2	0	－		－
	育休代替任期付（一般行政）	15	11			1.4
	育休代替任期付（土木）	0	－			－
	育休代替任期付（保育士）	1	1			1.0
	育休代替任期付（保健師）	0	－			－
	育休代替任期付（司書）	1	0			－
消防職		142	104	52	22	10.9

※　社会福祉士A，保育士，獣医師A，薬剤師A，保健師，司書：採用時の年齢が 29 歳までの者を対象とした試験
※　社会福祉士B，獣医師B，薬剤師B，学芸員：採用時の年齢が 30 歳から 40 歳までの者を対象とした試験
※　育休代替任期付（一般行政，土木）：採用時の年齢が 18 歳以上の者を対象とした試験
※　育休代替任期付（保育士，司書）：採用時の年齢が 20 歳以上の者を対象とした試験
※　育休代替任期付（保健師）：採用時の年齢が 21 歳以上の者を対象とした試験

⑵　採用の状況

区　分	試験採用	選考採用	定年前再任用	暫定再任用	計
行政職（人）	163	12	短時間 3	フルタイム 0 短時間　0	178 人
技能労務職（人）	0	0	短時間 1	フルタイム 0 短時間　0	1 人
消防職（人）	16	0	短時間 0	フルタイム 0 短時間　0	16 人

※　採用者数は，令和７年４月２日から令和８年４月１日までに採用された者です。
※　選考採用は，職務の特殊性等により競争試験が馴染まないため選考により採用された者です。
※　再任用は，定年退職者等の中から従前の勤務実績などに基づく選考により，期間を定めて採用された者です。なお，任用期間の更新者は，含みません。

⑶　退職の状況（令和７年度実績）

区　分	定年退職	早期退職	普通退職	暫定再任用満了	その他	計
退職者数（人）	0	23	75	32	41	171

2　職員数について

⑴　定員管理の状況（各年度４月１日現在・単位：人）

区分＼年度		Ｒ６	Ｒ７	Ｒ８
全職員数	職員数	3,298	3,315	3,357
	前年差	－	17	42
	増減率	－	0.52%	1.27%

⑵　部門別職員数の増減と主な理由（各年度４月１日現在・単位：人）

部局名＼年度		Ｒ７	Ｒ８	増減	主な理由
議会事務局		23	23	0	
市長部局	行政経営部	105 (4)	107 (3)	2 (▲1)	増）執務環境の向上や行政事務センターの開設等に係る体制強化，職員の健康管理や福利厚生業務等に係る体制強化，運転業務の体制見直し 減）事務事業の見直しやBPR等対応に係る体制見直し
	総合政策部	127 (1)	101 (1)	▲26 (0)	増）第７次総合計画策定や市制１３０周年事業等に係る体制強化 減）交通政策課の廃止，全国都市問題会議や国勢調査等の終了に伴う体制効率化
	理財部	240 (4)	235 (4)	▲5 (0)	増）事業所税未申告調査に係る体制強化，育休等対応 減）運転業務の体制見直し，システム標準化・共通化の進捗に伴う体制効率化，定額減税補足給付金等の終了に伴う体制効率化
	市民まちづくり部	295 (12)	296 (8)	1 (▲4)	増）自治会活動促進に係る体制強化，個人番号カード・電子証明書の更新や制度改正事務等に係る体制強化，物価高騰対策に係る体制強化 減）空き家等対策の体制効率化，システム標準化・共通化の進捗に伴う体制効率化
	保健福祉部	450 (4)	458 (3)	8 (▲1)	増）ケースワークに係る体制強化，地域医療の推進に係る体制強化，育休等対応 減）民生委員一斉改選や低所得者等給付金等の終了に伴う体制効率化，５歳児健診のフォローアップ等の体制見直し，厚生労働省派遣の終了
	子ども部	293 (6)	304 (3)	11 (▲3)	増）指導監査やこども性暴力防止法等に係る体制強化，母子保健業務等に係る体制強化，虐待対応等に係る体制強化，こども誰でも通園制度の本格実施等に係る体制強化，児童相談所開設準備室の設置，他自治体児相への新規派遣，育休等対応 減）低所得者等給付金等の終了に伴う体制効率化，保育事務センター導入の進捗に伴う体制効率化，東浦保育園の民営化
	環境部	127 (3)	128 (2)	1 (▲1)	増）ＰＦＡＳ対応等に係る体制強化

	経済部	108 (2)	116 (2)	8 (0)	増）新産業団地整備室の設置，物価高騰対策に係る体制強化，農政戦略室の設置
	魅力創造部	86 (1)	92 (1)	6 (0)	増）スポーツ施設整備室の設置，発掘調査等業務や文化財活用に係る体制強化，育休等対応
	検査室	9	9	0	
	建設部	297 (12)	320 (6)	23 (▲6)	増）栃木県警察への新規派遣，ＬＲＴ維持管理に係る体制強化，公園管理課の設置，公共建築物長寿命化の推進に係る体制強化 減）駅東側視察対応や駅西側整備への機運醸成等の進捗に伴う体制効率化，道路補修業務の外部委託化，育休等対応
	都市整備部	205 (1)	202 (0)	▲3 (▲1)	増）交通政策課の設置，ＪＲ宇都宮駅周辺地区整備に係る体制強化 減）都市計画課盛土対策グループの廃止，東部総合公園に係る事務移管に伴う体制効率化，公園管理課の廃止
	会計管理者 出納室	16 (2)	16 (1)	0 (▲1)	
	計	*2,358* *(52)*	*2,384* *(34)*	*26* *(◢18)*	
消防		470 (19)	479 (14)	9 (▲5)	増）採用の平準化への対応，育休等対応
上下水道局		224 (7)	229 (4)	5 (▲3)	増）工事台帳管理等に係る体制強化，水道施設管理センターの設置，管渠の維持管理業務等に係る体制強化，育休等対応 減）指定事業者定期更新制度等の進捗に伴う体制効率化，給水装置関連業務の一部外部委託化
教育委員会事務局		206 (5)	208 (3)	2 (▲2)	増）冒険活動事業の見直しに係る体制強化，学校給食費無償化や標準献立作成等に係る体制強化，水泳授業の民間プール利用や登下校の熱中症対策等に係る体制強化 減）校舎空調機器の更新・整備等の進捗に伴う体制効率化
選挙管理委員会事務局		10	10	0	
監査委員事務局		10	10	0	
農業委員会事務局		14	14	0	
総合計		*3,315* *(83)*	*3,357* *(55)*	*42* *(◢28)*	

※　（　）内は，再任用短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員及び短時間暫定再任用職員）であり，各計及び主な理由には含まれません。

3　職員の給与について

⑴　人件費の状況（普通会計決算）

区　　分	住民基本台帳人口（年度末）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）	（参考）令和5年度の人件費率
令和7年度	512,019人	2,461億2,692万円	47億4,961万円	321億1,116万円	13.0%	13.2%

※　人件費には，特別職に支給される報酬等が含まれています。

⑵　職員給与費の状況（普通会計予算）

区　　分	職員数（A）	給与費				1人当たり給与費（B/A）
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
令和8年度	3,022人	125億6,826万円	37億7,186万円	55億6,612万円	219億624万円	725万円

※　職員手当には，退職手当は含まれていません。

⑶　職員の平均給与月額・平均給料月額・平均年齢（令和８年４月１日現在）

区　　分	平均給与月額	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	440,420円	345,146円	41.7歳
技能労務職	363,433円	320,183円	58.2歳

※　給与月額とは，給料及び職員手当（期末・勤勉手当，退職手当を除く。）の合計額をいいます。

⑷　職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区　　分		宇都宮市			国	
		試験区分	初任給	２年後の給料	試験区分	初任給
一般行政職	大学卒	age22-29	237,600円	247,500円	総合職（大卒）	242,000円
					一般職（大卒）	232,000円
		age30-40	276,300円	284,200円		
	高校卒	age18-21	213,100円	225,600円	一般職（高卒）	200,300円
技能労務職	中学卒		195,800円	206,700円	―	

※　一般行政職とは，各種窓口業務や政策・行政経営などの内部事務に従事する事務職員，土木・建築などの設計・監理業務に従事する技術職員です。

※　技能労務職とは，自動車運転手・清掃作業員・道路補修作業員・給食調理員などです。

※　一般行政職は行政職給料表，技能労務職は技能労務職給料表が適用されるため，給与体系は異なります。

※　技能労務職については，平成１０年度以降採用していません。

⑸　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区　　分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大学卒	292,334 円	378,848 円	420,064 円	430,035 円
	高校卒	266,008 円	341,325 円	381,220 円	378,317 円
技能労務職	高校卒	―	―	―	353,333 円

※　経験年数とは，卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合，採用時からの年数をいいます。
※　技能労務職の経験年数１０年，２０年，２５年は，該当する職員がいませんでした。
※　技能労務職の経験年数３０年は，該当する職員がいないため，近似の階層（２７～３３年）となっております。

⑹　一般行政職の級別職員数の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任 主事	主任	総括 専任	係長	課長	部次長	部長	
職員数	153 人	299 人	296 人	359 人	266 人	367 人	135 人	37 人	26 人	1,938 人
構成比	7.9%	15.4%	15.3%	18.5%	13.7%	18.9%	7.0%	1.9%	1.3%	100.0%

⑺　期末・勤勉手当の状況（令和７年度実績）

区　　分	宇都宮市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
６月期	1.250 月分	1.050 月分	1.250 月分	1.050 月分
12 月期	1.275 月分	1.075 月分	1.275 月分	1.075 月分
合　　計	2.525 月分	2.125 月分	2.525 月分	2.125 月分

※　職制上の段階，職務の級などによる加算措置があります。

⑻　退職手当の状況（令和８年４月１日現在）

勤続年数	宇都宮市		国		宇都宮市平均支給額（令和７年度支給実績）
	支　給　率		支　給　率		
	自己都合	早期・定年	自己都合	応募認定・定年	
20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分	自己都合　228 万円 早　期　2,245 万円 定　年　2,400 万円
25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分	
35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	

※　定年前早期退職特例措置として，３～４５％の加算があります。

⑼　地域手当の状況（令和８年４月１日現在）

支給対象地域等	支給割合	支給対象職員数
東京都特別区	20%	11 人
宇都宮市(※)	6%	3,364 人
医師	16%	2 人

※　市外に所在する市の施設などに勤務する職員を含みます。

⑽　特殊勤務手当の状況（令和７年度実績）

支給職員１人当たりの平均支給年額		104,346 円
職員全体に占める支給職員の割合		17.2%
手当の種類（手当数）		18
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	消防手当
	多くの職員に支給されている手当	消防手当

⑾　時間外勤務手当の状況（令和７年度実績）

支給総額	1,520,519,173 円
職員１人当たりの平均支給額	450,257 円

⑿　扶養手当の状況（令和８年４月１日現在）

扶養親族	行政職給料表	手当額（月額）
配偶者	７級以下	2,500 円
	８級	―
	９級	―
子		12,000 円
父母等	７級以下	6,500 円
	８級	3,500 円
	９級	―

※　扶養手当の支給内容は，国と同じです。

※　「行政職給料表７級以下」には，技能労務職給料表が適用される職員を含みます。

※　扶養親族たる子のうち満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある子については，１人につき5,000円が加算されます。

⒀　住居手当・通勤手当の状況（令和８年４月１日現在）

区分		宇都宮市	国
住居手当（月額）	借家	28,000 円以内	28,000 円以内
通勤手当	交通機関	最長通用期間の定期券相当額	最長通用期間の定期券相当額
	交通用具（月額）	2,000 円から	2,000 円から
	駐車場代	4,000 円以内	5,000 円以内
	支給限度額	150,000 円	150,000 円

※　住居手当は住宅を借り受け，月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給されます。

※　通勤手当は，通勤距離が片道２㎞以上ある職員に対してのみ支給されます。

※　交通用具には，自動車・バイク・自転車が該当します。

⑭　特別職の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

区　　分	市　　長	副 市 長	議　　長	副 議 長	議　　員
報酬等月額	1,180,000 円	960,000 円	800,000 円	710,000 円	670,000 円
期末手当	4.65 月分（令和７年度支給割合）				

4　職員の勤務時間，休日，休暇及び服務等について

⑴　勤務時間及び休日（令和８年４月１日現在）

勤務時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで （ただし，休憩時間（午後０時から午後１時まで）を除く。）
休　日	・祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日） ・年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日まで）
週休日	日曜日及び土曜日

※　職場により異なる場合があります。

⑵　休暇，休業等（令和７年度実績）

休暇名等	実　績	備　考
年次休暇	平均取得日数 16.0 日※1	・1 年度につき 20 日
傷病休暇	平均取得日数 3.9 日※2	・疾病･負傷で療養の必要があり，勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ・期間は 90 日以内（公務傷病，結核性疾患は 1 年以内，「がん」及び「精神疾患」に限り 180 日以内）
特別休暇	平均取得日数 9.6 日※2	・公民権行使，ボランティア，結婚，出産，夏季休暇等，特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 ・規則で定められた日数又は期間
介護休暇	取得者数 1 人 ※2,※3	・配偶者（事実婚含），二親等以内の親族（同居の条件なし）を 2 週間以上にわたり介護する場合（時間単位の場合 1 日 4 時間まで） ・期間は 6 月以内（介護を必要とする日又は時間，時間分減額支給）
育児休業	取得者数 127 人 ※2,※3	・3 歳に達していない子を養育する場合 ・期間は子が 3 歳になるまで（期間中無給）
育児部分休業	取得者数 23 人 ※2,※3	・小学校就学前の子を養育する場合 ・期間は子が小学校に就学するまで（時間は 1 日を通して 2 時間以内又は 1 年につき，10 日相当時間数（77 時間 30 分）を超えない範囲，時間分減額支給）
高齢者部分休業	取得者数 0 人 ※2,※3	・55 歳に達した日から定年退職日までの期間に取得する場合 ・期間は 55 歳に達した日から定年退職日まで（時間は１週間当たりの通常の勤務時間の２分の１の範囲内）

※１　年度中の採用，退職，育児休業，休職，派遣者を除きます。
※２　年度中の採用，退職，派遣者を除きます。
※３　令和７年度に新たに取得した人数です。

5　職員の分限及び懲戒について

⑴　分限処分者数（令和７年度実績）

区　分	降　任	免　職	休　職	降　給	合　計
処分者数（人）	0	0	50	0	50

※　分限処分とは，公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から，勤務成績不良，心身の故障等のため職員が十分に職責を果たせない場合に，職員の意に反して行う処分です。

⑵　懲戒処分者数（令和７年度実績）

区　分	戒　告	減　給	停　職	免　職	合　計
処分者数（人）	2	7	0	0	9

※　懲戒処分とは，公務員としてふさわしくない非行がある場合に，職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い，公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分です。

6　職員の研修について

⑴　行政職及び技能労務職（令和７年度実績）

区　分	研修名	受講者数（延べ）
基本研修（人事課長が職員に対し，職員として必要な能力開発のために行う研修）	新規採用職員研修，実務研修，政策形成研修　ほか	2,650
所属研修（所属長が所属職員に対し，職務遂行上必要な能力開発のために行う研修）	市町村アカデミー派遣研修，国際文化アカデミー派遣研修　ほか	293
自己研修（職員が自主的に自己の能力開発のために行う研修）	自主研究グループ，e-ラーニング　ほか	191
合　　計		3,134

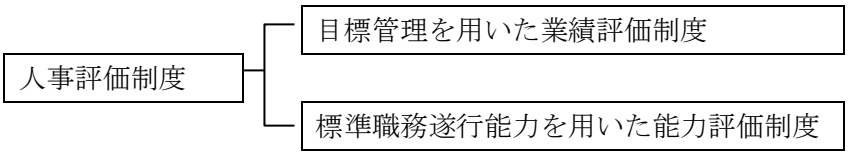
※　一部消防職を含みます。

⑵　消防職（令和７年度実績）

区　分	研修名	受講者数（延べ）
学校教養（消防学校等に派遣し，消防職員として必要な知識及び技術を習得させる。）	栃木県消防学校派遣，消防大学校派遣　ほか	54
一般教養（職務遂行に必要な知識，技術を習得させる。）	特別研修，採用職員研修，監督者研修　ほか	657
合　　計		711

7　職員の勤務成績の評定について

（令和８年４月１日現在）

<table>
<tr><td>行政職
消防職</td><td>本市では,「頑張った者が頑張って良かったと実感でき，適正に処遇される制度の実現」を目指して人事管理制度を進めております。特に，人事評価制度については,「目標管理を用いた業績評価」と「標準職務遂行能力を用いた能力評価」の２つを柱とする人事評価制度を実施し，これらを昇任試験，人事異動などに活用しています。


［目標管理を用いた業績評価制度］
・目標管理とは
担当職務に関しての課題や目標を明確にするものです。
・制度導入の目的
目標管理を通して，市政の課題解決に対する職員の参画意識や主体的に職務を遂行する意識を醸成するともに，職務を通じた能力開発を促進することから，結果として成果の向上につながるものと考えています。

［標準職務遂行能力を用いた能力評価制度］
・標準職務遂行能力とは
職制上の段階に応じ，職務を遂行する上で発揮することが求められる能力です。
・制度導入の目的
職員の能力を的確に把握することにより，職員の特性にあった人事配置を行うとともに，適切に処遇に反映させることで，職員のモチベーションの向上につながるものと考えています。

目標管理の実施にあたっては，目標設定面接時（年度当初）において上司との面接を通じて目標を設定し，その後，中間面接（９月頃）において目標の進捗状況や目標の変更・修正等について話し合いを行い，進捗確認面接時（年末）において評価事実のすり合わせを行っています。また，上記２つの評価制度に基づく最終的な評価結果を開示することにより，公平性・納得性の向上に努めています。</td></tr>
<tr><td>技能労務職</td><td>職務内容の特性を踏まえた上で，仕事の量と質の項目において評価する「業績評価」と，標準職務遂行能力を用いた「能力評価」による人事評価を行っています。(一部の行政職場に配置された職員は，行政職人事評価制度を適用)</td></tr>
</table>

8　職員の福祉及び利益の保護について

⑴　健康管理事業

事　業　名	内　　容	受診者数又は受講者数
定期健康診断	定期健康診断・人間ドック	3,271 人
各種がん検診	胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮がん検診	1,237 人
特殊健康診断	有機溶剤・特定化学物質・振動・深夜業務	476 人
予防接種等	Ｂ型肝炎・破傷風・麻しん・インフルエンザなど	350 人
健康相談	生活習慣病予防・ストレス相談・新採用職員の健康相談・過重労働相談・カウンセリング　など	705 人
健康教育	メンタルヘルス研修（年代別・管理監督研修など）	1,039 人

⑵　公務災害・通勤災害

区　　分	公　務　災　害	通　勤　災　害	合　　計
令和７年度	９件	１件	１０件

⑶　福利厚生事業

本市職員の年金制度及び健康保険制度は，共済組合（栃木県市町村職員共済組合）で行っています。その他の福利厚生事業は，宇都宮市職員互助会で行っています。

ア　共済組合について

㋐　令和７年度事業主負担金決算額　　決算額　4,721,636,468 円

㋑　事業概要

・短期給付事業

職員とその家族の病気，ケガ，出産，死亡，休業又は災害に対して必要な給付を行う。

・長期給付事業

組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。

・福祉事業

健康診査などの健康増進事業，住宅資金の貸付けなどを行う。

イ　宇都宮市職員互助会について

㋐　事業主負担金率（給料月額に対する負担金率）

	会員掛金	負担金	負担金割合（職員：市）
令和７年度	5.0/1000	2.3/1000	2.17：1

㋑　令和７年度の状況

a　令和７年度事業主負担金決算額等

決算額	会員数	会員１人当たり負担額
32,616,106 円	3,442 名	9,476 円

※事業主負担金は，職員会館運営に係る経費に充てられております。

b　事業内容

給付事業	傷病見舞金	10,000 円 （再任用：5,000 円）	25 件
	災害見舞金	損害の程度に応じ最高 25 万円	1 件
	結婚祝金	50,000 円	69 件
	出産祝金	50,000 円	125 件
	入学祝金	40,000 円	139 件
	卒業祝金	40,000 円	120 件
	給付調整金	50,000 円	10 件
	弔慰金	会　員 期間 20 年以上 500,000 円 期間 20 年未満 200,000 円 （再任用：10,000 円） 配偶者　30,000 円 （再任用：5,000 円） 1 親等　20,000 円 死産児　10,000 円	70 件
	休業手当金	本人が負担すべき共済費相当分	5 件
	退会餞別金	5～10 年未満 10,000 円 10～20 年未満 20,000 円 20 年以上 50,000 円	87 件
元気回復事業	カフェテリアプラン事業費	100 ﾎﾟｲﾝﾄ(10,000 円相当)	3,442 人

※上記事業は会員の掛金のみで運営しています。

9　公平委員会の業務について

⑴　給与，勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

区　　分	件数
令和７年３月３１日現在の未処理件数	0
令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの措置要求の件数	0
令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの措置要求の処理件数	0
令和８年３月３１日現在の未処理件数	0

⑵　不利益処分に関する審査請求の状況

区　　分	件数
令和７年３月３１日現在の未処理件数	0
令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの不服申立ての件数	0

令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの不服申立ての処理件数	0
令和８年３月３１日現在の未処理件数	0

⑶　職員からの苦情の処理の状況

区　　分	件数
令和７年３月３１日現在の未処理件数	0
令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの苦情相談の件数	0
令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの苦情相談の処理件数	0
令和８年３月３１日現在の未処理件数	0